

住之江区イメージ曲 募集要項

1 趣旨

住之江区は、令和6年7月に区制50周年を迎え、令和7年4月には新たに住之江区将来ビジョンを策定し、「心から誇りに思えるまち、住之江区」の実現をめざして取り組んでいます。

長い歴史を有し、海の玄関口として発展してきた住之江区のイメージを区内外にアピールするとともに、区民や住之江区を訪れる方が耳にすることで親しみや愛着を感じていただき、2025年大阪・関西万博閉幕以降も、住之江区のまちの魅力を高められるよう、「住之江区イメージ曲」を募集します。

2 募集内容

次の条件に沿った楽曲とします。

- (1) 住之江区をイメージした作品で、住之江区の魅力が発信でき、印象に残るもの
- (2) 幅広い年齢層にとって歌いやすい又は覚えやすいメロディであるもの
- (3) 歌詞と曲がセットになったもの又は曲のみのもの（歌詞のみの応募は不可とします）
曲のジャンルは問いません。
- (4) 曲の長さが5分以内であるもの

3 活用予定例

- (1) 住之江区内で行われる各種式典やイベント等で使用
- (2) 住之江区役所における庁内放送で使用
- (3) その他、住之江区の広報活動に広く使用

4 応募資格

作品の著作権がご本人にあれば、プロ・アマ、個人・グループ問わず応募可能です。

- (1) 未成年者が応募する場合は親権者から本募集要項の内容全般の同意が必要です。
- (2) 共有著作権が設定されている作品の場合は他の共有者全員の合意が必要です。
- (3) 歌詞と曲をセットで応募する際、それぞれの著作権者が異なる場合両著作権者の合意が必要です。

5 応募規定

- (1) 一人何点でも応募できますが、それぞれ異なる作品に限ります。なお、共有著作権が設定されている作品の応募はいずれか一人に限ります。
- (2) 作品の制作や提出等に係る費用の全ては応募者の負担になります。
- (3) 作品の著作権がご本人にあれば、新作・未発表の作品でなくとも応募できます。
- (4) 応募作品の選考における著作物の利用については許諾したものと見なします。
- (5) カバーやコピー、あるいは原曲の著作者及び著作権者から許可を得ていない楽曲の一部を引用したものは応募できません。

6 応募方法

住之江区ホームページにある応募フォーム（大阪市行政オンラインシステム）からご応募ください。

音源データ形式は、MP3、WMAのいずれかとします。

7 応募締切

令和7年11月25日（火）（必着）

8 選考及び決定

応募作品の中から、住之江区イメージ曲選考会議での意見を踏まえ、採用作品を決定します。

なお、発表は令和7年12月頃を予定しています。不採用通知は行いません。

採用作品については、住之江区から表彰を行い、住之江区ホームページやSNS、広報紙等を通じて広く発信・PRを行います。

9 採用作品の取扱い

- (1) 採用作品に係る著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)その他一切の権利は、大阪市に帰属するものとします。
- (2) 採用作品の応募者は、採用作品の著作権譲渡及び著作者人格権(著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利)の権利不行使を約束するため、本市と正副2通の契約書を作成し、各々が保管するものとします。
- (3) 採用作品は、住之江区イメージ曲として使用する際、必要に応じて補作・編曲等を行うことがあります。
- (4) 採用決定の通知後、採用作品の楽譜を提供していただきます。なお、楽譜作成及び提供に係る全ての費用は応募者の負担とします。
- (5) 当区が主催するイベントや、当区が制作する映像での使用などにおいて演奏等のご協力をお願いする場合があります。なお、その際の演奏等は無報酬です。また、準備や移動に関する費用、その他の諸費用に関しては全て自己負担となります。

10 注意事項

- (1) 採用されなかった応募作品のデータ及び関係書類等は返却しませんが、著作権は大阪市内に移転しません。
- (2) 応募作品について著作権その他一切の権利に関わる問題が生じた場合は、全て応募者の責任となります。
- (3) 採用作品が既に他で使用されているものと同じ又は類似している等、著作権侵害が判明した場合や、応募に際し不正行為等が判明した場合は、選考結果発表後であっても採用を取り消すことがあります。
- (4) 本募集において、応募者から取得した個人情報については、本事業実施に係る事務以外には使用しません。ただし、採用作品の応募者（グループの場合はメンバー）の氏名等は、本人同意のうえ公表を予定しています。
- (5) 選考の結果、採用作品がない場合もあります。また、選考結果に対するお問合せや異議申し立ては一切受け付けません。

(6) 応募の時点で、この募集要項の記載事項に同意したものとみなします。

11 問合せ先

住之江区役所総務課 (ICT・企画)

電話 06-6682-9992

メールアドレス tt0009@city.osaka.lg.jp